

- 19

諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

平成30年6月5日付鳥取県告示第385号で告示した海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、別紙に記載の者から免許申請がありましたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第12条の規定により諮問します。

平成30年7月30日

鳥取県知事 平井伸 沿



■申請内容

〇第三種共同漁業権(地びき網)

〇第3	三種共同]漁業権(地びき網)	※存続期間: H30.9.1~H35.8.3	31
公元	示番号	漁場	易の位置 免許申請者	
海共第	4号	東伯郡北栄町地先	中部漁業協同組合	

〇第一種区画漁業権(養殖業)

※存続期間: H30.9.1~H35.8.31

O AT		[加木性(及)[八		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
公示	番号	漁業の名称	漁場の位置	免許申請者
	1号	わかめ養殖	岩美町地先	鳥取県漁業協同組合
	2号	わかめ養殖	岩美町地先	"
	3号	わかめ養殖	岩美町地先	田後漁業協同組合
	4号	わかめ養殖	鳥取市福部町地先	鳥取県漁業協同組合
	5号	わかめ養殖	鳥取市気高町地先	"
	6号	わかめ養殖	鳥取市気高町地先	"
	7号	いわがき養殖	鳥取市気高町地先	<i>II</i>
海区第	8号	わかめ養殖	鳥取市青谷町地先	"
	- 9号	わかめ養殖	湯梨浜町地先	"
,	10号	わかめ養殖	大山町地先	<i>''</i>
	11号	のり養殖	大山町地先	"
	12号	わかめ養殖	大山町地先	"
		わかめ養殖	大山町地先	<i>II</i>
	14号	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざ け、あじ)小割り式養殖	境港市地先	"
	15号	いわがき養殖	境港市地先	II .

〇定置漁業権(定置網)

※存続期間: H30.9.1~H35.8.31

公示	番号	漁業の名称	漁場の区域	申請者
海定第	1号	雑魚定置漁業	大山町御来屋地先	鳥取県漁業協同組合

漁業権免許申請一覧表

1 第三種共同漁業権

•,	,				添付	書類		免許適格要件B/A≥2/3			
公示番号	申請者の住所氏名		代表選定	共同請由 書	免許 適格	総議録抄	登記簿謄本	印鑑証明書	関係は10日漁者 地所年に90 日漁業の単二と は 世代と は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	(A) の うち組属す る世帯 (B)	B/A (%)
海共第 4号	鳥取県東伯郡北栄町弓原334番地 中部漁業協同組合 代表理事組合長 安藤 俊昭	0	_		0	0	0	0	22	22	100

2 第一種区画漁業権

(1) 既存漁場

					初	6付書類	Į		免許適格要件B/A≥2/3			
公	示番号	免許申請者		免許 適格 者届	総議録か	登籍本	印鑑 書	漁具の敷設図	地元地区内 には し、当 は を は き は る は る は る は る は る は る は る は る は る	(A)の うち組合 員が帯 る世帯数 (B)	B/A (%)	
	1号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	5	5	100	
	2号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	5	5	100	
	3号	鳥取県岩美郡岩美町大字田後68番地 田後漁業協同組合 代表理事組合長 船木 祥一	0	0	0	O	0	0	8	8	100	
海	1 -	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1805番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	5	5	100	
Į.	-	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	.0	3	3	100	
		鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	.0	0	0	0.	3	3	100	
第		鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	17	17	100	
	8号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	. 0	0	15	15	100	
	9号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	5	5	100	
	10号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0.	2	2	100	

		添付書類							免許適格	要件B/A≧2	2/3
公示番号		免許申請者	免許 申請 書	免許 酱届	総議録抄	登記 簿謄	印鑑証明書	漁具の設図	地元地元 地元 地元 地元 地元 で 大 の で も に 、 、 と ま ま ま ま ま ま る ま る は る る は る る は る る は る る は る は る る る は る る る は る る る る る る る る る る る る る	(A) の うち組属す る世帯 (B)	B/A (%)
	11号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0.	0	0	0	0	3	3	100
海	12号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	, 0	0		2	2	100
区	13号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0,	0	2	2	100
第	14号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	.3	3	100
:	15号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	0	0	0	0	1	1	100

(2) 新規漁場 該当なし

3 定置漁業権

		٠.			添付					
公示番号	免許申請者	免許申請書	定款	事業計画書	漁具敷設図	総議録が	登記簿謄本	印鑑証明書	漁場の区域	漁業の名称
海定1号	鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	0	0	. 0	0	0	. 0	0	御来屋沖	雑魚定置 漁業

【免許条件の審査】

(水産課審査結果)

Ŀ	1 漁業法第13条の「免許をしない場合」の要件に該当しない。	該当しない
	1) 申請者が漁業法第14条に規定する適格性がない場合	該当しないものと
		判断
	2) 漁業法第11条第5項の規定により公示した漁場計画と異なる申請をした場合	漁場計画どおりの
		申請を確認
	3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中になるおそれのある場合	該当しないものと
	•	判断
	4) 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面を他人が占有している場合に所有者	該当なし
	又は占有者の同意がないとき	
[2	2 漁協の総会で特別決議がなされている。 (水協法第50条)	総会議事録により
	⇒正組合員の 1/2 以上が出席し、その 2/3 以上をもって議決の必要あり。	議決確認
L	※申請者が漁協の場合のみに該当	

【適格性の審査】

(水産課審査結果)

1 共同漁業権(第三種)の適格性(漁業法第14条第8項) ・漁場計画に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協。 ・関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員 の属する世帯が23以上であること。 ・組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。(業種別漁協でない。)	1件 提出書類により適 正と判断
2 特定区画漁業権の適格性(既存漁場)(漁業法第 14 条第 2 項) 〔既存漁場:新規漁場以外の漁場〕	
・漁場計画に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含み、当該特定区画漁業を 自営しない漁協。	15件 提出書類により適
・地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が	1
2/3以上であること。 ・組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。(業種別漁協でない。)	
3 定置漁業権の適格性(漁業法第14条第1項)	
・以下の①、②に該当しない者であること	1件
① 漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を 阻害すると認められた者であること。	①、②に該当する 者はなく適正と判
② ①に該当する者によって、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれが	· · · · · - · · - · · - · ·
あると認められた者であること。	H